

沖縄県人事委員会事務局 障害者活躍推進計画

機関名	沖縄県人事委員会事務局
任命権者	沖縄県人事委員会
計画期間	令和6年度から令和10年度まで(5年間)
沖縄県人事委員会事務局における障害者雇用に関する課題	<p>沖縄県人事委員会事務局(以下「事務局」という。)は、職員総数が20名程度で、障害者の法定雇用義務がない小規模な機関である。また、そのうち職員16名については知事部局等からの出向職員であり、かつ障害者に限定した職員の募集と採用を行っていないが、組織的な体制整備に努めてきた。</p> <p>今後も、障害者の職域が拡大していくことが見込まれるため、引き続き、事務局において体制整備を行っていくことが必要である。</p>

目標

採用に関する目標	<p>障害者の雇用推進に関して、職員の理解を促進するとともに、体制整備等に取り組む。</p> <p>(評価方法) 研修案内、受講の実績。 職員へのアンケート等による理解度の把握等。</p>
定着に関する目標	<p>(1) 不本意な離職者を生じさせない。 (2) 今後の障害者の在籍状況に応じて、定着率を把握する。</p> <p>(評価方法) 障害者の在籍状況により、定着状況を管理。</p>

取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>(1) 障害者雇用推進者として、事務局総務課長を選任し、事務局における障害者雇用の促進のための諸条件の整備や雇用管理、関係機関との連携等を行う。</p> <p>(2) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害者である職員の相談に対応するため、相談を受ける職員(以下「相談員」という。)を配置する。相談員には、総務課総務主幹をもってあて、事務局職員に周知する。</p> <p>(3) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以</p>
-------------------	---

	<p>内に選任する。当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、沖縄労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>(4) 計画の実施状況を把握し、点検・評価等を行うため、障害者雇用推進者(総務課長)、職員課長、総務課総務主幹等による「障害者活躍推進計画フォローアップ検討会」(以下「検討会」という。)を行う。</p> <p>検討会は、3月に当該年度の計画の実施状況を評価し、本計画の課題分析等を行う。また、概ね6月～8月に6月1日時点の障害者雇用状況の確認や点検等を行う。</p> <p>その際、事務局に障害がある職員が在籍する場合には、検討会への参画を呼びかける。</p> <p>(5) 事務局職員の障害に関する理解促進や啓発のため、沖縄労働局等が実施する研修の参加促進や、マニュアル、ガイドブック等の周知を行う。</p>
<p>2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>(1) 障害者の採用又は職員が障害者となった場合などを想定し、適切に遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>(2) 障害者である職員が在籍する場合は、必要に応じて面談等を行い、職務の適切なマッチングが行われているか点検を行う。</p>
<p>3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>(1) 相談窓口への相談のほか、上司による人事評価面談や、必要に応じた随時面談を実施し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>(3) 職員の募集と採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4 その他</p>	<p>(1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>(2) 任命権者の採用計画に基づく障害者を対象とした職員採用選考試験を適正に実施し、障害者雇用の促進を図る。</p>